

○総務省告示第四百七十七号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第110条及び別表第七号第11の11(2)の規定に基くも、平成11十三年総務省告示第11百七十九号（登録検査等事業者等規則第11十条及び別表第7号第11の11(2)の規定に基くも登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成11十六年1月1日から施行する。

平成11十五年11月11十五日

総務大臣 新藤 義孝

第11項第11中の表4の欄「1周波数」の次に「（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であつて、同条第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）」を削除し、回表の欄「原則として」を置き、「全ての周波数」の次に「（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であつて、同条第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）」を削除し、回表の欄「原則として」を置き、「全ての周波数」の次に「（設備規則第49条の6の9、第49条の28又は第49条の29に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）」を削除。